

議案第80号

阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

阿見町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年阿見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)」を「、児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第184号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。)」に改め、同項第4号中「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項」を「、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)第2条第1項」に、「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項」に改め、同条第2項ただし書中「、児童手当法施行令」を「、旧児童手当法施行令」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「同条第2項」に、「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条」を「、同令第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は、令和6年6月1日から、同項第4号の規定は、令和6年8月1日から適用する。

阿見町医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(医療福祉費の支給制限) 第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の前年の所得（同法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）</u>第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。 (2)・(3) (略) (4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項</u>に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項</u>に定める額以上であるとき。 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等	(医療福祉費の支給制限) 第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の前年の所得（同法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）</u>第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。 (2)・(3) (略) (4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）</u>第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項</u>に定める額以上であるとき。 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等	

現行	改正後	備考
に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、<u>児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例</u>によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項</u>に定める額及び<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項</u>に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条</u>の規定の例による。 3 （略）	に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、<u>旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例</u>によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する<u>旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項</u>に定める額及び<u>同条第2項</u>に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、<u>同令第5条</u>の規定の例による。 3 （略）	

議案第80号 説明資料

【主な改正の理由】

児童手当法施行令の一部を改正する政令、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するもの。

【改正の概要】

令和5年度の税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族が一部対象外とされ、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当も同様の扱いにする政令改正が行われ、所得制限の加算額の算定に含めないとされた。

ただし、医療福祉制度においては、現行どおり所得制限上限額に加算できるよう、算定対象に残す内容とするため、町条例について所要の改正を行う。

税制改正により、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族（居住者の親族のうち、合計所得金額が 48 万円以下である者）のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者に限られた。

(1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者

(2) 年齢 70 歳以上の者

(3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

② 障害者

③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

【施行期日】

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は、令和6年6月1日から、同条第1項第4号の規定は、令和6年8月1日から適用する。